

〔注〕平成26年9月から改正経過を注記した。

改正

昭和47年9月30日条例第42号

昭和50年10月4日条例第39号

昭和55年12月20日条例第37号

平成8年3月22日条例第11号

平成26年9月25日条例第50号

新潟県柏崎市公害防止条例

(目的)

第1条 この条例は、新潟県柏崎市環境基本条例（平成8年条例第11号）の本旨を達成するため、公害を防止することによって、住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

一部改正〔平成26年条例50号〕

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）及び悪臭（以下「大気の汚染等」という。）によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(市の責務)

第3条 市は、住民の健康を保護し、生活環境を保全するため、あらゆる施策を通じて公害の防止に努めなければならない。

2 市長は、公害が生ずるおそれがあり、又は現に公害が生じている場合においては、その公害を発生する事業者に対し、公害の防止のため必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告しなければならない。

3 市長は、必要に応じ、本市の公害の状況及びその公害の防止の施策について、市議会に報告す

るとともに、住民に公表するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市が行う公害の防止に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(住民の責務)

第5条 住民は、良好な生活環境を維持するように努めるとともに、市が行う公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(工場、事業場の設置届出)

第6条 市の地域内において、規則に定める工場又は事業場（以下「工場等」という。）を設置している者及び設置しようとする者（増改設をする者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、工場等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 業種、作業の種類及びその方法

(3) 大気汚染等の原因となるものの処理方法

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出は、設置日の30日以前とする。

3 前2項又は附則第2項の規定により届出をした者が、その届出に係る事項を変更するときは、あらかじめ当該変更事項を市長に届け出なければならない。

4 前3項又は附則第2項の規定により届出をした者が、その届出に係る工場等の使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(公害防止協定)

第7条 事業者は、市長が必要と認めるときは、公害の防止に関する協定を締結しなければならない。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和47年8月1日から施行する。

2 第6条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行日以前に工場等を設置している者、又はこの条例の施行の日から起算して30日以内に工場等を設置しようとする者の届け出は市長の定める

日までとする。

附 則（昭和47年 9 月30日 条例第42号）

- 1 この条例は、昭和47年10月 1 日から施行する。
- 2 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年 条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中

「	勤労青少年ホーム運営審議会委員	1 日につき 1,300円	”	」
を	勤労青少年ホーム運営審議会委員	1 日につき 1,300円	”	」
	公害対策審議会委員	1 日につき 1,300円	”	

に改める

附 則（昭和50年10月 4 日 条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和55年12月20日 条例第37号）

この条例は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月22日 条例第11号抄）

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月25日 条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。